

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、憲法を守り活かす 社会の実現を求める決議

安倍政権は、2014年7月1日に集団的自衛権行使容認を柱とする「解釈改憲」の閣議決定を行った後、日本を「海外で戦争できる国」へと変質させる政策を加速させています。日米両政府が10月8日に開催した防衛協力小委員会（SDC）が決定した日米軍事協力のための指針（ガイドライン）の改定に向けた中間報告では、この閣議決定を「適切に反映」させると明記したうえで、「日米同盟のグローバルな性質」を強調して自衛隊の海外派兵に関する地理的制約を全廃するとともに、「平時から緊急事態まで切れ目のない」協力の確保として「戦闘地域」での米軍支援も可能とする方針を打ち出しています。安倍政権が2015年の通常国会でねらう自衛隊法、周辺事態法等の関連法改正は、このガイドラインを具体化するものです。

集団的自衛権の行使は憲法違反であり、戦後の日本国家と国民生活のあり方を根底から覆すものです。装備だけを見れば世界有数の強力な「軍隊」でありながら、自衛隊は憲法9条によって、創設以来一人として他国の人を殺さず、一人の戦死者も出してきませんでした。労働の場では、軍需関連産業で働く民間労働者の人数を見ると、総人口比ではアメリカは日本の約30倍、フランスは約33倍の労働者が戦争に直結する職場で働いています。憲法9条によって、日本は先進工業国でありながら兵器生産に依存しない社会を形成してきました。しかし今、安倍政権は武器輸出を成長戦略の一環に据え、大学を軍事研究に取り込む「軍学共同」の動きを強めています。安倍政権による解釈改憲は、私たちが、絶えず戦争する国であった戦前国家への深い反省に立って築き上げてきた生活、社会、文化を総否定する行為にほかなりません。

このような安倍政権の暴走の結果、内閣支持率は夏以来低下の一途をたどっています。集団的自衛権行使容認に反対する意見書等を議決した地方議会が全国で224議会（10月19日時点）に達し、自民・公明も含む全会一致で可決した自治体も少なくないことは、国民の怒りが沸点に達しようとしていることの確実な証しです。

私たち私立大学教職員は、日本が再び戦争国家への道を歩み、学生・若者を戦場に送り出すことを断じて許しません。また、大学が軍事研究に手を貸し、特定秘密保護法の下での情報操作や隠蔽によって、学問の自由と大学の自治が蹂躪されることを容認できません。

安倍政権に対し、集団的自衛権行使容認の閣議決定を直ちに撤回するよう求めるとともに、憲法違反の集団的自衛権行使を行うための関連法の制定に反対し、憲法の理念を守り活かす社会を実現するための運動をいっそう力強く推進していきます。

以上、決議します。

2014年11月8日

東京私大教連第38回定期大会